島根県告示第369号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年6月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

安来市

2 事業の種類

安来市民会館(仮称)建設事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

島根県安来市切川町字善徳、飯島町字毛津田及び字横屋並びに安来町字八反地内

(2) 使用の部分

島根県安来市切川町字善徳及び飯島町字毛津田地内

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県安来市切川町、飯島町及び安来町地内における28,475平方メートルの土地を起業地とする「安来市民会館(仮称)建設事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、安来市が市民会館を新築整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安来市は、一般財源等による財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

安来市は、平成16年10月1日に旧安来市、旧広瀬町及び旧伯太町が対等合併して誕生した市であり、平成18年に 策定した安来市総合計画では、同市が目指す将来像を「元気・いきいき・快適都市」として定めている。同計画で は「ひとが輝く活力発揮のまちづくり(教育・文化の充実)」を基本目標の一つとしており、その施策の体系とし て「社会教育の充実」及び「文化活動の推進」を示し、市民会館の整備と活用に努めているところである。

現在の安来市民会館(以下「現市民会館」という。)は、安来市の中心市街地に位置しており、市内の施設では最大の収容人数となる600人収容のホールを有すことから、音楽活動や芸能文化活動などの各種イベントに利用されている。

しかしながら、建築から47年経過した現市民会館は、建物の老朽化による雨漏りが深刻であり、雨水の流入により予定していた発表会が中止となる事案が発生しているものの、雨漏り箇所の特定ができないために対応策がとれていない。また、現行の耐震基準が導入される前に建築された建物であり、平成20年に行った耐震診断調査では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊の危険性があると判断されている。さらに、平成17年には天井部分へのアスベスト使用が確認され、飛散防止のために暫定的な対策工事を実施したものの、天井部分にはアスベストが残っている状況である。このほかにも、バリアフリー設備の不備、舞台関連設備の不備、駐車場不足等の諸問題を抱えている。

本件事業の完成により、施設や設備の老朽化による不便が解消され、利用者が安心して施設を利用できるように

なることから、市民の文化活動及び教育活動の推進に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響について検討したところ、最新の建築設備により大気汚染物質の排出防除や防音対策を図ること等から周辺環境への影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業に係る土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のお それのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、起業者が保護のため特別措置を講 ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、交通の利便性や公共下水道等の整備状況を勘案して、旧安来市内の3つの候補区域について検討が行われている。申請区域である切川地区は他の2地区と比較して、交通アクセスが良く、周辺に民家も少なく環境面に優れていることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域の中で候補地A(JR山陰本線沿線)、候補地B(今村集落隣接)及び候補地C(安来道路隣接。以下「申請地」という。)の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、幹線道路網の交通結節点であり利便性が高いこと、土地が整形で施工が容易なこと、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現市民会館は、施設の老朽化や不備により利用者の利便性を欠いているだけでなく、地震やアスベストに対する安全性に不安を抱えている。

また、現市民会館に隣接する安来市安来庁舎の建替えに伴い、利用者の安全な動線確保が困難となることから、 平成26年末の現市民会館閉館が決まっており、早期に新たな市民会館の整備を図る必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

安来市役所 (総務部庁舎建設室)